

「国連から総括所見が示された今、 障害者権利条約を一から確認してみよう」

日頃より、保土ヶ谷区障害者地域自立支援協議会へのご理解・ご協力ありがとうございます。

2022年8月、スイスのジュネーブで、政府関係者28名、障害団体関係者約120名が参加し、障害者権利条約批准国である日本の、国連の障害者権利委員会による審査が行われ、同年9月9日、日本に初の総括所見（勧告）が示されました。「障害者が他の者と同等に、人権の主体と認める同条約と日本の法律・政策を調和させること」等、多岐にわたる課題が提示され、次回審査は6年後、2028年2月20日までに行われることが決まりました。日本は2014年に障害者権利条約に批准しました。国内法は条約を遵守する必要があるため、この総括所見を軸として障害福祉のあり方も変わっていくこととなります。今回は、この審査が行われたジュネーブの現場にいたきょうされん赤松英知常務理事を招き、障害者権利条約を改めて学び直すをテーマとした研修会を開催します。年度末ご多忙な時期とは思いますが、障害者権利条約の概要を学び、日常の権利擁護を振り返る機会としませんか。

（内容）・障害者権利条約とは何か

- ・障害者権利条約の概要・意義・私たちへの直接の影響
- ・総括所見から見た今後の課題

講師

赤松 英知 氏（きょうされん 常務理事）

日時

2023年3月6日（月） 18時00分～19時30分

開催方法

Z o o m でのオンライン

定員

定員制限はありません。但し、事前申込は必要です。

申込

Google フォームから申込
URL▶<https://forms.gle/849v5ETVxZFVXpc57> QRコード 又は

又は 下記をご記入の上 FAX で申込してください。



申込み 保土ヶ谷区障害者地域自立支援協議会事務局 FAX : 331-9030

事業所名		参加者代表氏名	①
TEL 番号		FAX 番号	
メールアドレス	※必須		
参加者氏名	②		④
参加者氏名	③		⑤

※問合せ先： TEL 333-8611 保土ヶ谷区基幹相談支援センター

★ 権利擁護研修未実施の事業所は、ぜひ「権利擁護研修」として参加をご検討ください。